

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 指定居宅介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会居宅介護事業所（以下、「本事業所」という。）は、地域の障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、居宅介護事業及び重度訪問介護事業（以下、「居宅介護事業等」という。）を実施する。

（運営の方針）

- 第2条 本事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 障害福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅介護事業等事業者の紹介等の措置を講ずるものとする。
- 4 事業実施に当たり、市町村が行うあっせん、調整及び要請並びに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。
- 5 前4項のほか、厚生労働省が定める「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月29日厚生労働省令第56号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 本事業所に次の職員を置く。

（1）管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。

（2）サービス提供責任者 1名（常勤兼務1名）

サービス提供責任者は、介護福祉士の資格を有する者を選任する。サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅介護事業等の計画を作成し、利用者又はその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護事業等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（3）従業者 18名（常勤兼務4名・非常勤専従14名）

従業者は、管理者の指揮管理の下で居宅介護事業等の計画に基づき居宅介護事業等の提供に当たる。

2 従業員の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回程度

(営業日及び営業時間)

第4条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後7時までとする。

(居宅介護事業等の内容)

第5条 本事業所で行う居宅介護事業等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護に関する内容

ア 身体介護

- ①食事の介護
- ②排泄の介護
- ③衣類着脱の介護
- ④入浴の介護
- ⑤身体の清拭、洗髪
- ⑥その他、必要な身体の介護

イ 家事援助

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居等の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他、必要な家事

(2) 重度訪問介護に関する内容

- ①身体介護に関すること
- ②外出時における移動中の介護に関すること
- ③その他、生活全般にわたる援助

2 サービス提供は、利用者及びその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した居宅介護計画に基づいて行うものとする。

3 サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

4 サービス提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対する相談に応じるものとする。

5 サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、利用者の確認を受けるものとする。

6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第6条 居宅介護事業等を提供した際には、支給決定障害者等から市町村長が定める負担上

限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費及び特例介護給付費の原則 1 割）の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護事業を提供した際には、支給決定障害者等から、介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費及び特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。
- 3 第 1 項から第 2 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を支給決定障害者等に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、精華町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第 8 条 指定居宅介護事業等の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示又は予め定めた対応方法に基づき市町村及び利用者の家族等に連絡を行う。

- 2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行うものとし、主治医への連絡等が困難な場合には、近隣の医療機関への緊急搬送措置等を講じるものとする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第 9 条 事業者において居宅介護事業等を提供する主たる対象の障害種類は、次のとおりとする。

（１）居宅介護事業

- ①身体障害者（１８歳未満の者を除く）
- ②知的障害者（１８歳未満の者を除く）
- ③精神障害者

（２）重度訪問介護事業

- ①身体障害者（１８歳未満の者を除く）

（虐待の防止のための措置）

第 10 条 障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

（身体拘束等の禁止）

第 11 条 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針の整備を行う
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

（ハラスメント対策について）

第12条 適切な事業提供を確保する観点から、事業所において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の職業環境が害されることを防止するための対策について必要な措置を講じる。

2 前項における必要な措置については、本会ハラスメントの防止に関する規程に準じるものとする。

（秘密の保持）

第13条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを就業規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情解決）

第14条 提供した居宅介護事業等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決第三者委員及び苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内の掲示及び利用者への説明により周知するものとする。

2 本事業所は、提供したサービスに関し、障害者自立支援法第48条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

（手続規定の遵守）

第15条 指定居宅介護事業等の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障害福祉サービス受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

2 市町村から居宅介護事業等の介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費を通知するものとする。

3 利用者が偽りその他不正な行為によって障害福祉サービスの支給を受け、又は受けようとした時は、直ちに市町村に通知するものとする。

4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人精華町社会福祉協議会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成22年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。